

樋口事務所のワンポイント情報Ⅳ



外国人労働者雇用の注意

(1) 在留資格、在留期限

外国人の方が日本に入国、在留するためには、出入国管理及び難民認定法（入管法）に基づき、27種類ある在留資格のうち、いずれかの在留資格を得て、在留しなければなりません。また、働いてよい在留資格は、活動に制限のない在留資格、一定の範囲で就労が可能な在留資格など限定されています。

以下は事業所の雇用に係る一般的に多いと思われる在留資格を6つ挙げてみました。

【各在留資格に定められた範囲内で就労が認められている在留資格】

① 技術	機械工学等の技術者	3年または1年
② 人文知識・国際業務	英会話教室の教師等	3年または1年
③ 興行	旅館、ホテルなどの歌手・ダンサー	1年、6月又は3月
④ 技能	外国料理の調理師、貴金属等の加工職人等	3年または1年

【個々の外国人に与えられた許可の内容により就労の可否が決められる在留資格】

⑤ 特定活動	ワーキングホリデーまたは技能実習生	原則として3年、1年又は6月
--------	-------------------	----------------

【資格外活動の許可を得て始めて就労できる在留資格】

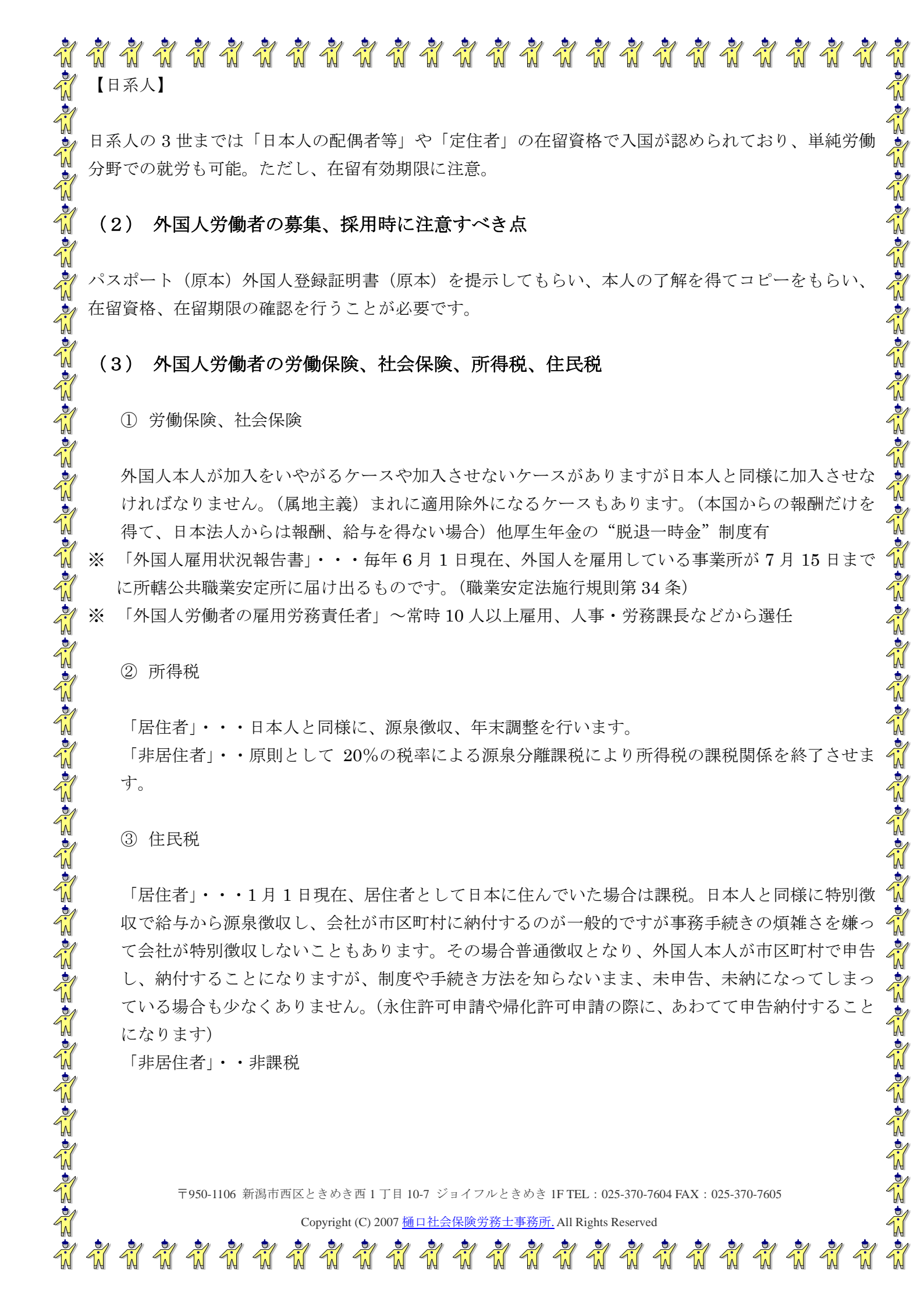
⑥ 留学	外国人の大学生等の留学生のアルバイト	2年または1年
------	--------------------	---------

※ 原則1週28時間

※ 風俗業務禁止

【活動に制限がなく、就労も制限なく出来る在留資格】

永住者	法務大臣が永住を認める者	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子	3年又は1年
永住者の妻配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者および我が国で出生し、引き続き在留している実子	3年又は1年
定住者	インドシナ難民、日系2世3世、外国人配偶者の連れ子	3年又は1年



【日系人】

日系人の3世までは「日本人の配偶者等」や「定住者」の在留資格で入国が認められており、単純労働分野での就労も可能。ただし、在留有効期限に注意。

(2) 外国人労働者の募集、採用時に注意すべき点

パスポート（原本）外国人登録証明書（原本）を提示してもらい、本人の了解を得てコピーをもらい、在留資格、在留期限の確認を行うことが必要です。

(3) 外国人労働者の労働保険、社会保険、所得税、住民税

① 労働保険、社会保険

外国人本人が加入をいやがるケースや加入させないケースがありますが日本人と同様に加入させなければなりません。（属地主義）まれに適用除外になるケースもあります。（本国からの報酬だけを得て、日本法人からは報酬、給与を得ない場合）他厚生年金の“脱退一時金”制度有

※ 「外国人雇用状況報告書」・・・毎年6月1日現在、外国人を雇用している事業所が7月15日までに所轄公共職業安定所に届け出るものです。（職業安定法施行規則第34条）

※ 「外国人労働者の雇用労務責任者」～常時10人以上雇用、人事・労務課長などから選任

② 所得税

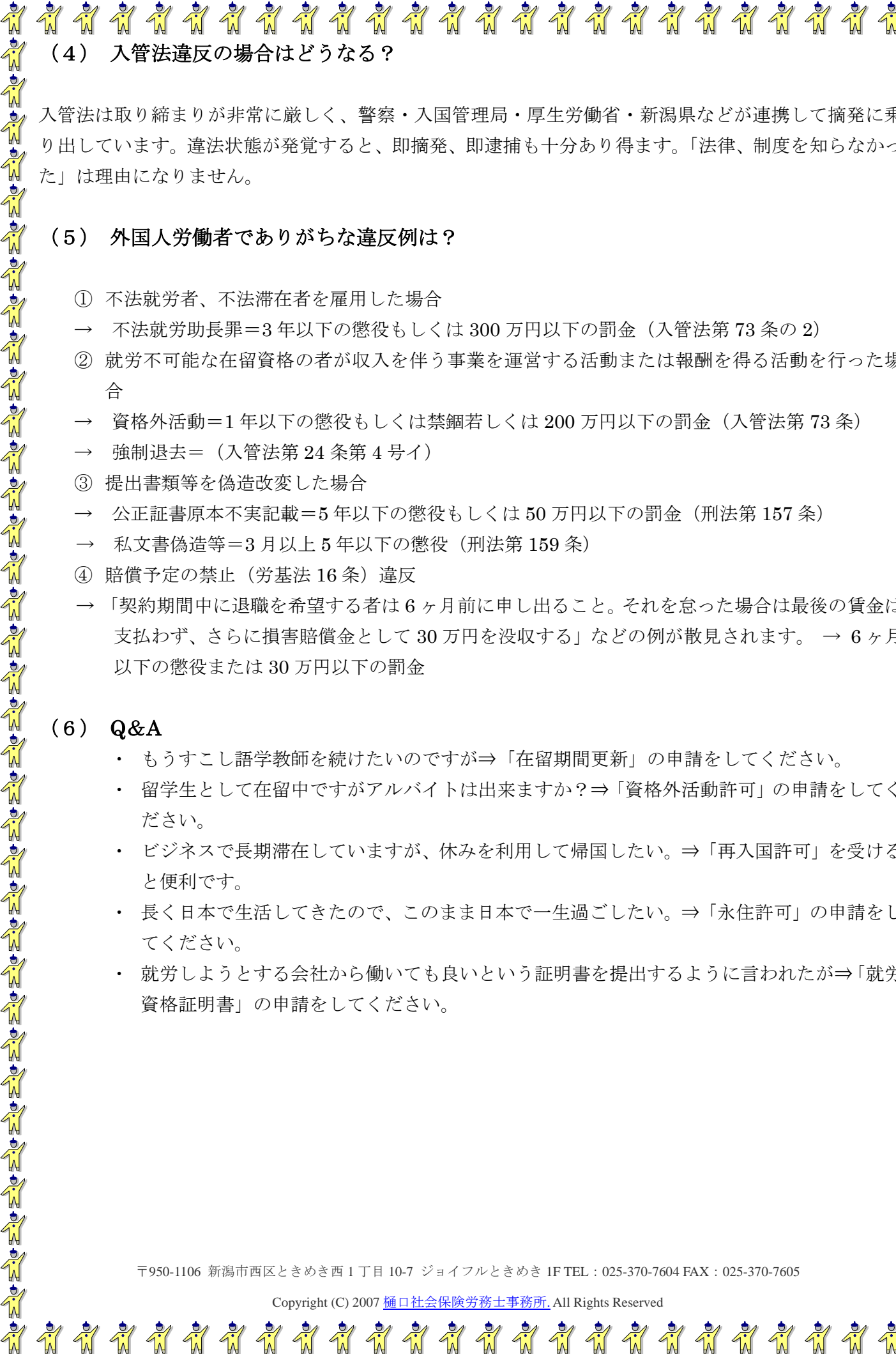
「居住者」・・・日本人と同様に、源泉徴収、年末調整を行います。

「非居住者」・・・原則として20%の税率による源泉分離課税により所得税の課税関係を終了させます。

③ 住民税

「居住者」・・・1月1日現在、居住者として日本に住んでいた場合は課税。日本人と同様に特別徴収で給与から源泉徴収し、会社が市区町村に納付するのが一般的ですが事務手続きの煩雑さを嫌って会社が特別徴収しないこともあります。その場合普通徴収となり、外国人本人が市区町村で申告し、納付することになりますが、制度や手続き方法を知らないまま、未申告、未納になってしまっている場合も少なくありません。（永住許可申請や帰化許可申請の際に、あわてて申告納付することになります）

「非居住者」・・・非課税



(4) 入管法違反の場合はどうなる？


入管法は取り締まりが非常に厳しく、警察・入国管理局・厚生労働省・新潟県などが連携して摘発に乗り出しています。違法状態が発覚すると、即摘発、即逮捕も十分あり得ます。「法律、制度を知らなかった」は理由になりません。

(5) 外国人労働者でありがちな違反例は？

- ① 不法就労者、不法滞在者を雇用した場合
→ 不法就労助長罪＝3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金（入管法第73条の2）
- ② 就労不可能な在留資格の者が収入を伴う事業を運営する活動または報酬を得る活動を行った場合
→ 資格外活動＝1年以下の懲役もしくは禁錮若しくは200万円以下の罰金（入管法第73条）
→ 強制退去＝（入管法第24条第4号イ）
- ③ 提出書類等を偽造改変した場合
→ 公正証書原本不実記載＝5年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金（刑法第157条）
→ 私文書偽造等＝3月以上5年以下の懲役（刑法第159条）
- ④ 賠償予定の禁止（労基法16条）違反
→ 「契約期間中に退職を希望する者は6ヶ月前に申し出ること。それを怠った場合は最後の賃金は支払わず、さらに損害賠償金として30万円を没収する」などの例が散見されます。 → 6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金

(6) Q&A

- ・ もうすこし語学教師を続けたいのですが⇒「在留期間更新」の申請をしてください。
- ・ 留学生として在留中ですがアルバイトは出来ますか？⇒「資格外活動許可」の申請をしてください。
- ・ ビジネスで長期滞在していますが、休みを利用して帰国したい。⇒「再入国許可」を受けると便利です。
- ・ 長く日本で生活してきたので、このまま日本で一生過ごしたい。⇒「永住許可」の申請をしてください。
- ・ 就労しようとする会社から働いても良いという証明書を提出するように言われたが⇒「就労資格証明書」の申請をしてください。



(7) 詳しい問い合わせ先 等

○ 法務省入国管理局東京入国管理局新潟出張所（新潟空港敷地内）

☎ 025-275-4771

○ JITCO（国際研修協力機構・外国人技能実習制度）（県庁近隣・技術士センタービル）

☎ 025-282-3858

○ 外国人雇用サービスコーナー（新潟職安）

☎ 025-244-0131

第1または第5および第3水曜日（13：00～15：00）～ 中国語、英語、マレイ語

第2第4水曜日（13：00～15：00）～ ポルトガル語、スペイン語、英語

以上

平成17年2月現在

経営・労務の情報発信基地

樋口社会保険労務士事務所